

中央市公立保育所在り方検討委員会報告書  
(提言)

平成31年3月

中央市公立保育所在り方検討委員会

# 目 次

1. 中央市の公立保育所の現状と課題 .....	1
現状（1）保育施設 .....	1
現状（2）保育士 .....	1
現状（3）財源 .....	1
課題（1）保育施設 .....	1
課題（2）保育士 .....	1
課題（3）財源 .....	1
課題（4）保育ニーズ .....	1
2. 保育所の役割 .....	3
（1）目的 .....	3
（2）対象児 .....	3
（3）機能 .....	3
3. 今後の保育所の在り方（整備の方向性） .....	4
（1）子どもたちにとって安心・安全な保育実現を目指すこと .....	4
（2）子どもたちにとってすこやかな成長や発達を促すための保育実現を目指すこと .....	4
（3）保護者の働き方にあう保育実現を目指すこと .....	4
4. 公立保育所の規模・配置 .....	4
（1）適正規模（機能水準） .....	4
（2）適正配置（機能配置） .....	5
5. 公立保育所の統廃合・民営化に向けた提言 .....	5
統廃合 .....	5
民営化 .....	6
共通 .....	7
中央市公立保育所在り方検討委員会設置要綱 .....	8
中央市公立保育所在り方検討委員会開催経過 .....	10
中央市公立保育所在り方検討委員会委員名簿 .....	11

## 1. 中央市の公立保育所の現状と課題

### 現状

#### (1) 保育施設

現在、市内には、公立保育所が6か所、私立の認定こども園が3か所、私立の小規模保育事業所が2か所あり、主にこれらの施設で就学前の子どもたちの教育や保育を担っています。

公立保育所の6園は、すべて築後30年以上経過しており、築後40年以上経過している保育園は6園中4園で、全園の2/3となっています。また、築後50年に迫る保育園もあり、耐用年数に達するような施設も存在しています。

#### (2) 保育士

公立保育所の保育士は公務員であります。いま、公立・私立を問わず、保育士不足が深刻な課題となっています。本市では、臨時保育士やパート保育士を雇用し対応していて、非正規の保育士の割合は半数以上となっています。

#### (3) 財源

公立保育所の運営費については、2004年（平成16年）に国が進めた「三位一体の改革」により、国庫負担金が一般財源化されたことに伴い、市の財政運営が厳しくなり、保育サービスの維持や向上を図ることができるか心配が生じてきています。

### 課題

#### (1) 保育施設

公立保育所を新築・改築・改修などする場合については、2005年（平成17年）から国の補助制度が完全に廃止され、全額を市の負担で賄わなければならなくなりました。私立保育所については、現在、国の交付金（保育所等整備交付金）があるため、公立保育所を民営化して施設整備することで、市にとっては財源負担を軽減した施設整備を図ることができます。

#### (2) 保育士

公立保育所の保育士は公務員であります。施設を統廃合することにより、保育士を他の公立保育所に充てることができます。また、公立保育所の運営について、委託（公設民営）や移管（民設民営）することにより、委託や移管する前の公立保育所で働いていた保育士をすべての公立保育所に充てることができ、保育士不足の解消に期待ができます。

#### (3) 財源

公立保育所の運営費については、国や県の補助はありませんが、私立保育所については国や県の補助があります。公立保育所を移管（民設民営）して私立保育所にすることで、国や県の補助が受けられるため、指定管理者制度などによる委託（公設民営）より完全民営化（民設民営）するほうが市の財政負担の軽減が図られます。

#### (4) 保育ニーズ

核家族化の進行や女性の社会進出、保護者の働き方の多様化、さらには家庭及び地域社会の相互扶助機能の低下などにより、子育てを取り巻く環境が大きく変化し、未満児の保育需要に高まり傾向がみられます。また、児童福祉法第24条の規定によると、市町村には保育実施の責務があり、さらに障がい児や生活困窮児などの受け皿として、公立に期待される面が

あることなどを踏まえ、多様化する保育ニーズを的確に捉えたサービスの提供を図るとともに、安心・安全な保育所の姿はどうあるべきかを、さまざまな視点から検討することが課題となっています。

#### 公立保育所の園児数の推移

(単位：人)

園名	定員	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	充足率	増減 (H30-H26)
玉穂保育園	180	165	156	143	127	117	65.0%	▲48
田富第1保育園	180	143	135	127	125	117	65.0%	▲26
田富北保育園	80	71	65	63	59	56	70.0%	▲15
田富第2保育園	90	69	54	53	51	56	62.2%	▲13
田富第3保育園	170	96	99	86	81	82	48.2%	▲14
豊富保育園	120	83	85	74	75	76	63.3%	▲7
合計	820	627	594	546	518	504	61.5%	▲123

\* 人数は、各年の10月1日現在の数値

#### 公立保育所の施設状況

園名	建築年	面積	構造	耐用年数	築年数	備考
玉穂保育園	S49 (1974)	1143.64 m <sup>2</sup>	RC造平屋建て	47年	44年	
田富第1保育園	S51 (1976)	1103.87 m <sup>2</sup>	RC造平屋建て	47年	42年	2014年(H25)～2015年(H26)に大規模改修工事済
田富北保育園	S57 (1982)	531.44 m <sup>2</sup>	RC造平屋建て	47年	36年	
田富第2保育園	S46 (1971)	859.62 m <sup>2</sup>	RC造平屋建て	47年	47年	
田富第3保育園	S53 (1978)	1069.00 m <sup>2</sup>	RC造2階建て	47年	40年	
豊富保育園	S62 (1987)	616.00 m <sup>2</sup>	RC造平屋建て	47年	31年	2017年(H29)～2018年(H30)に大規模改修工事済

\* 構造の「RC造」は、鉄筋コンクリート造

※建物の法定耐用年数は、RC（鉄筋コンクリート）構造の事務所等で50年、住宅・学校等で47年となっていますが、これらは税法上定められているものであり、建物の物理的寿命を示すものではありません。

## 2. 保育所の役割

保育所は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に推進することに最もふさわしい生活の場であります。また、子どもや保護者に対して、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助にあたる場所でもあります。

### (1) 目的

保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ること。

### (2) 対象児

0歳から小学校就学前の保育の必要性がある児童。

### (3) 機能

保護者の就労等により保育が必要となる乳児や幼児を保育する。

・「保育標準時間」の認定者……開所時間から1日に最大11時間まで利用ができる。

・「保育短時間」の認定者……開所時間から1日に最大8時間まで利用ができる。

### 保育所の設置基準（認可保育所）

認可保育所とは、児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の面積・職員数・設備・衛生管理等）をクリアし、都道府県知事に認められた施設となっています。認可保育所には公立と私立があります。預かり対象となるのは、保護者が仕事もしくは病気などの理由で、保育がむずかしい0歳から小学校就学前の子どもで、入所の申し込みは各自自治体に対して行います。そのような認可保育所の設置基準は、次のとおりとなっています。

入所対象	0歳～小学校入学前の児童（2歳未満1割以上、3歳未満2割以上）
定員	60名以上
職員数	・0歳児おおむね3人につき、1人以上 ・1歳児および2歳児おおむね6人につき、1人以上 ・3歳児おおむね20人につき、1人以上 ・4歳以上児おおむね30人につき、1人以上
資格	保育士（保健師または看護師の特例あり：1名まで）
保育室等の設備	・乳児室またはほふく室：0歳児および1歳児一人あたり3.3㎡ ・保育室：2歳児以上一人あたり1.98㎡ ・屋外遊戯場：2歳児以上一人あたり3.3㎡以上（保育所外の公園等を含む）
調理	自園調理または委託

出典：H31.2.20 HP「保育園経営を助けるFC・コンサルまとめ」から引用

### 3. 今後の保育所の在り方（整備の方向性）

検討にあたっての基本的な考え方

#### （1）子どもたちにとっての安心・安全な保育実現を目指すこと

子どもの健康と安全を守ることは、保育園にとっても基本的かつ重大な責務であり、施設などの物的環境にも配慮する必要があります。そこで、老朽化が著しい施設などの統廃合を含めた環境整備を推進し、安心・安全を確保していくことが望ましいと考えます。

また、施設の更新等にあたっては、良質な施設環境の整備を図るため、保育園を民間に移管することにより財政的な補助が国から受けられることから、これを活用した施設整備を推進し、効率化によって得られた財源や人材を、保育を中心とした子育て支援策の更なる充実に充てていくことが望ましいと考えます。

#### （2）子どもたちにとってすこやかな成長や発達を促すための保育実現を目指すこと

保育施設は、子どもたちが家庭を離れ初めて集団生活を体験し、子どもたちの生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場所です。子どもたちや保護者のニーズに応じた地域性や特色を生かした保育園運営を目指し、子どもの健全育成を推進して行くことが望ましいと考えます。

また、公立保育所と民間保育所がそれぞれの特徴を活かし、保育サービス全体の充実を図るため、一部の公立保育所について民営化を進めていくことが望ましいと考えます。

#### （3）保護者の働き方にあう保育実現を目指すこと

核家族化の進行や女性の社会進出、保護者の働き方の多様化、さらには家庭及び地域社会の相互扶助機能の低下などにより、子育てを取り巻く環境が大きく変化し、未満児の保育需要に高まり傾向がみられます。0歳から3歳未満児を対象とした保育を充実させ推進することが望ましいと考えます。

これらの整備については、送迎の利便性や地域性、施設の老朽化、園児数や充足率など、総合的な観点から選定し、事業を推進していくことが必要です。

### 4. 公立保育所の規模・配置

老朽化した施設の効率的な維持管理をしていくため、将来の児童数を見据えた施設の統廃合と、地域性や保育ニーズに合わせた施設環境の整備をしていく必要があります。社会情勢や施設の安全性に配慮した、適正規模・配置をしていかなければなりません。

#### （1）適正規模（機能水準）

子どもたちが、将来、円滑な社会生活を送るうえで重要となる自主性と協調性を養うためには、幼児期における同世代の児童による適切な規模での集団の生活や遊びの場が必要です。しかし、少子化等により定員に満たない保育園が増えてきております。

国では保育施設の設置基準を60名以上と定めています。地域の実情（地域性）を鑑みた適正な定員による保育事業を実施することが望ましいと思われれます。

また、施設の老朽化に伴い、衛生面や安全性の低下は避けられませんので、計画的な対応が求められます。

## (2) 適正配置（機能配置）

近年、保育園は、核家族化の進行や女性の社会進出、保護者の働き方の多様化、さらには家庭及び地域社会の相互扶助機能の低下などにより、子育てを取り巻く環境が大きく変化し、未満児の保育需要に高まり傾向がみられます。また、単なる保育施設ではなく児童と地域をつなぐ交流の場としての役割も担っています。

保育園は、小中学校と違い学区（通園区域）がないので、保護者の送迎等が可能であれば、どこの保育園でも希望・利用することができますが、現状は家からいちばん近くにあること、勤務先の近くにあることなど、送迎や小学校入学後のことを考慮して、小学校区内の保育園を利用している児童が大半を占めています。

以上のことを踏まえ、次の点に留意し、地域性なども考慮する中で、規模・配置が必要と考えます。

- ① 小学校就学前児童の減少に伴う公立保育所の集約化
- ② 老朽化した保育施設の修繕や改築、建て替え
- ③ 入所児童の低年齢化・発達のおくれ等による保育室や保育施設などの確保
- ④ 保護者にとって通園しやすい距離や地域性のバランス

## 5. 公立保育所の統廃合・民営化に向けての提言

今後、適正規模と適正配置を調整したうえで、2028年度までを目標の各公立保育所の個別計画を策定すべきと考えます。この計画は、5年以内を目標に「統廃合」、6年から10年を目標に「民営化」として施設の整備や環境の整備の個別計画としてほしいと考えます。

### **統廃合**（5年以内を目標：2019年（平成31年）～2023年）

既存の保育園の中には、児童の数について国が定める認可保育所の設置基準の60名を下回っている保育園があります。また、定員に対する充足率が50%を下回っているところや、施設（園舎）が耐用年数の47年に達しているところもあります。

これらのことや将来の推計などにより、次の保育園について、統廃合を進めるように提言します。

- ① 保護者にとって通園しやすい距離や地域性のバランスを考慮する中で、「田富第1保育園」と「田富北保育園」を統合し、施設（園舎）については、2013年（平成25年）から2014年（平成26年）にかけて大規模改修工事を終えた「田富第1保育園」の施設（園舎）を使用し、「田富北保育園」は廃園とするのが望ましいと結論づけました。なお、未満児の保育需要に高まり傾向がみられることから、0歳から3歳未満児を対象とした専用の保育施設

として、廃園するのが望ましいと結論づけました「田富北保育園」を活用することがよいのではないかと考えます。

- ② 保護者にとって通園しやすい距離や地域性のバランスを考慮する中で、「田富第2保育園」と「田富第3保育園」を統合し、施設（園舎）については、統合後の児童の受け入れ数が可能である施設の「田富第3保育園」の施設（園舎）を使用し、「田富第2保育園」は廃園とするのが望ましいと結論づけました。ただし、「田富第2保育園」「田富第3保育園」ともに、施設（園舎）が築後40年以上と老朽化しているため、今後、どちらかの場所に施設（園舎等）の建て替え等を行い、子どもたちにとっての安心・安全な保育実現を目指すことが望ましいと考えます。

#### 公立保育所の園児数の推移と推計

(単位：人)

園名	定員	H26 (2014)	H30 (2018)	充足率	増減 (H30-H26)	増減率	推測の 増減率	2023年 推計	充足率
玉穂保育園	180	165	117	65.0%	▲48	▲29.1%	▲6.6%	109	60.6%
田富第1保育園	180	143	117	65.0%	▲26	▲18.2%	▲6.6%	109	60.6%
田富北保育園	80	71	56	70.0%	▲15	▲18.8%	▲6.6%	52	65.0%
田富第2保育園	90	69	56	62.2%	▲13	▲14.6%	▲6.6%	52	57.8%
田富第3保育園	170	96	82	48.2%	▲14	▲21.1%	▲6.6%	76	44.7%
豊富保育園	120	83	76	63.3%	▲7	▲8.4%	▲6.6%	70	58.3%
合計	820	627	504	61.5%	▲123	▲19.6%	▲6.6%	468	57.1%

\* 推計の増減率は、施策の効果やリニア中央新幹線開通による影響を考慮して算出

#### 民営化 (6年～10年を目標：2024年～2028年)

公立保育所の6園は、すべて築後30年以上経過しており、築後40年以上経過している保育園は6園中4園で、全園の2/3となっていることや、築後47年と耐用年数に達するような施設も存在しています。しかしながら、公立保育所が大規模改修や建て替えの工事を行う場合、国の補助金が廃止され、すべてを市の負担で行わなければならなくなり、施設等（土地・建物・設備）を貸与や譲渡する中で、民設民営（完全民営化）を推進し、実施することが望ましいと考えます。

他の自治体の民営化の状況を見てみると、公設公営（直営）から民設民営（完全民営化）に移行する自治体は少なく、公設民営（指定管理者制度などによる委託）を通して実施しているところが多い状況にあるため、これらの手順で進めていくことが良いのではないかと考えられます。また、市内の保育園をすべて民営化するのではなく、公立の保育園には障がい児や生活困窮児などの受け皿として期待される面があることから、これらにも配慮する必要があります。

このような背景から、統廃合が終了（6園→4園）したのちに、どのような手順で、どの園を実施していくか、再度検討を行い、実施することが望ましいと考えます。



## 中央市公立保育所在り方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 多様化する社会環境の中で、今後の公立保育所の在り方を検討するため、中央市公立保育所在り方検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、及び検討する。

- (1) 今後の保育所の在り方に関すること。
- (2) 公立保育所の統廃合に関すること。
- (3) 公立保育所の民営化に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てるものとする。

- (1) 地区民生委員児童委員協議会長
- (2) 主任児童委員
- (3) 保護者会の会長
- (4) 児童福祉について識見を有する者

3 委員会は、必要に応じ前項に規定する者以外からも委員を補充することができる。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日から、第2条に掲げる協議及び検討を終えるまでの期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員の協議により定める。

#### 附 則

この告示は、平成30年11月26日から施行する。

## 中央市公立保育所在り方検討委員会開催経過

第1回	日時	平成30年11月28日(水) 午後7時30分～
	場所	中央市役所玉穂庁舎2階第3会議室
	内容	① 委嘱状の交付 ② 経過報告 ③ 今後のスケジュール
第2回	日時	平成30年12月26日(水) 午後7時30分～
	場所	中央市役所玉穂庁舎2階第3会議室
	内容	① 公立保育所の統廃合について
第3回	日時	平成31年1月30日(水) 午後7時30分～
	場所	中央市役所玉穂庁舎2階第3会議室
	内容	① 公立保育所の統廃合について ② 公立保育所の民営化について
第4回	日時	平成31年2月28日(木) 午後7時30分～
	場所	中央市豊富中央公民館2階第1会議室
	内容	公立保育所の統廃合・民営化についてのまとめ(検討)
第5回	日時	平成31年3月22日(金) 午後1時15分～
	場所	中央市役所田富庁舎 市長室
	内容	公立保育所在り方検討委員会検討結果報告(提言)

中央市公立保育所在り方検討委員会委員名簿

平成 30 年 11 月 28 日：現在

役職	氏名	選出区分	備考
	五味恵喜子	地区民生委員児童 委員協議会長	玉穂地区
副委員長	吉留光廣	地区民生委員児童 委員協議会長	田富地区
	小池四郎	地区民生委員児童 委員協議会長	豊富地区
	梶原香里	主任児童委員	玉穂地区
	新藤秀子	主任児童委員	玉穂地区
	田中三枝子	主任児童委員	田富地区
	清水由美	主任児童委員	田富地区
	長田美沙子	主任児童委員	豊富地区
	佐藤喜代子	主任児童委員	豊富地区
	岸本一樹	保護者会の会長	玉穂保育園
	花倉美千明	保護者会の会長	田富第 1 保育園
	今福 智	保護者会の会長	田富第 2 保育園
	東雲秀司	保護者会の会長	田富第 3 保育園
	三井俊和	保護者会の会長	田富北保育園
	保坂晃央	保護者会の会長	豊富保育園
	河西 茂	識見を有する者	市議会議長
	田中輝美	識見を有する者	市議会厚生常任委員会会長
委員長	里見達也	識見を有する者	山梨県立大学准教授